

【福祉サービスのご案内】

とくしま医療センター東病院

重症心身障害児（者）病棟

～やさしい笑顔とよりそう医療～

【病院の理念】

- やさしい笑顔で、あたたかな医療を提供します。

➤ 療養介護

医療と常時介護を必要とする重症心身障害者等を対象に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護および日常生活の支援等を行います。

※18歳以上の方が対象

➤ 障害児入所支援（指定発達支援医療機関）

重症心身障害児を対象に、疾病の治療や看護、医学的管理のもとでの介護および日常生活の支援等を行います。

※18歳未満の方が対象

➤ 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の場合やレスパイトなどを支援するため、重症心身障害児者病棟で、入浴、排泄等の日常生活の支援等を行います。

Index

1. 重症心身障害について
2. 療養介護について
3. 障害児入所支援について
4. 短期入所（医療型）について
5. 当院の取り組みについて
 - ① プロジェクトチーム
 - ② リハビリテーション
 - ③ 療育活動
 - ④ 障害者虐待の防止
 - ⑤ 意思決定支援に基づく支援
 - ⑥ 福祉に関する相談窓口
 - ⑦ 苦情相談等への対応
6. 助成制度について
7. 成年後見制度について
8. フロアマップ・交通アクセス



【お問い合わせ】

● 経営企画室 電話：088-672-1171（代表）

〒779-0193 徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1

1. 重症心身障害について

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害者児（者）と呼ぶことに定めています。

これは医学的診断名ではありません。児童福祉での行政上の措置を行うための定義（呼び方）です。その判断基準は、国は明確に示していませんが、現在では、大島の分類という方法により判定することが一般的です。

大島の分類					(IQ)
21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	0

- 1, 2, 3, 4 の範囲に入るものが重症心身障害
- 5, 6, 7, 8, 9 は重症心身障害の定義には当てはまりにくいが、
 - ① 絶えず医学的管理に置くべきもの
 - ② 障害の状態が進行的と思われるもの
 - ③ 合併症があるものが多く、周辺児と呼ばれています。

(出典：全国重症心身障害児（者）を守る会)

2. 療養介護について

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかるものを療養介護医療として提供します。

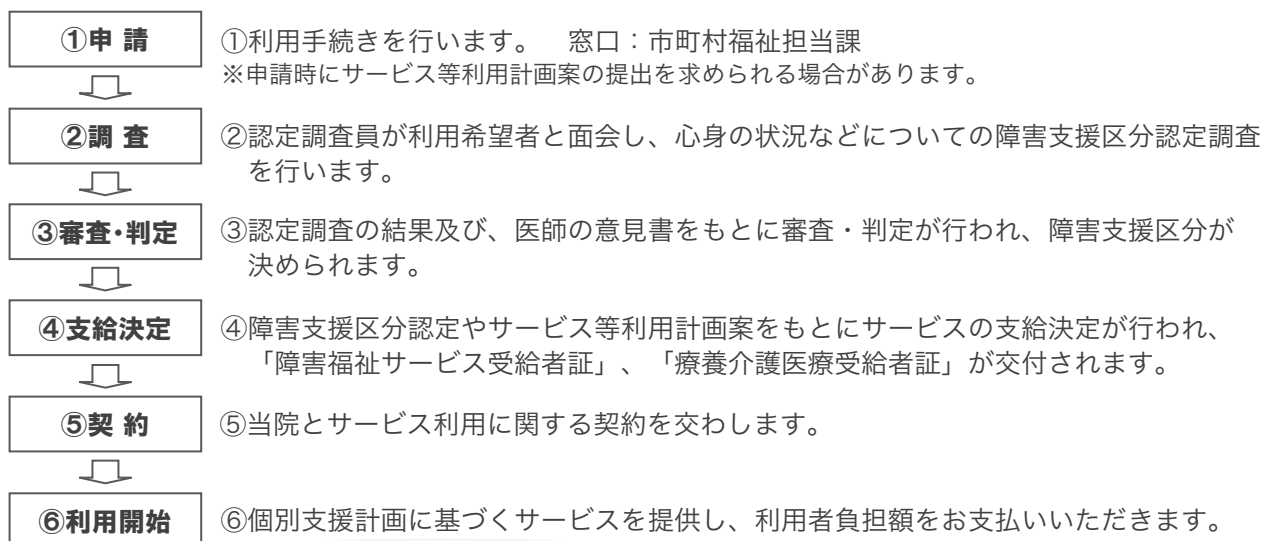
【療養介護の対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ① 障害支援区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。
- ② **障害支援区分 5 以上**に該当し、次の（1）から（4）のいずれかに該当する者。
 - （1）**重症心身障害者**または進行性筋萎縮症者
 - （2）医療的ケア判定スコアが 16 点以上の者
 - （3）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的スコアが 8 点以上の者
 - （4）遷延性意識障害者であって、医療的スコアが 8 点以上の者
- ③ ①および②に準ずる者として市町村が認めた者

※当院は、主に重症心身障害者の支援を担っています。

【申請・利用の流れ】



2. 療養介護について

医療的ケア判定スコア		基本 スコア	見守りスコア		
			高	中	低
①人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）		10	2	1	0
②気管切開		8	2		0
③鼻咽頭エアウェイ		5	1		0
④酸素療法		8	1		0
⑤吸引	口鼻腔、気管内吸引	8	1		0
⑥利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0		
⑦経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2		0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2		0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
⑧中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2		0
⑨その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1		0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1		0
⑩血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定	3	0		
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1		0
⑪持続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2		0
⑫排尿管理	利用時間中の観血的導尿	5	0		
	持続導尿（導尿留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1		0
⑬排便管理	消化管ストーマ	5	1		0
	利用時間中の摘便、洗腸	5	0		
	利用時間中の浣腸	3	0		
⑭痙攣時の管理	坐薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の導入など	3	2		0

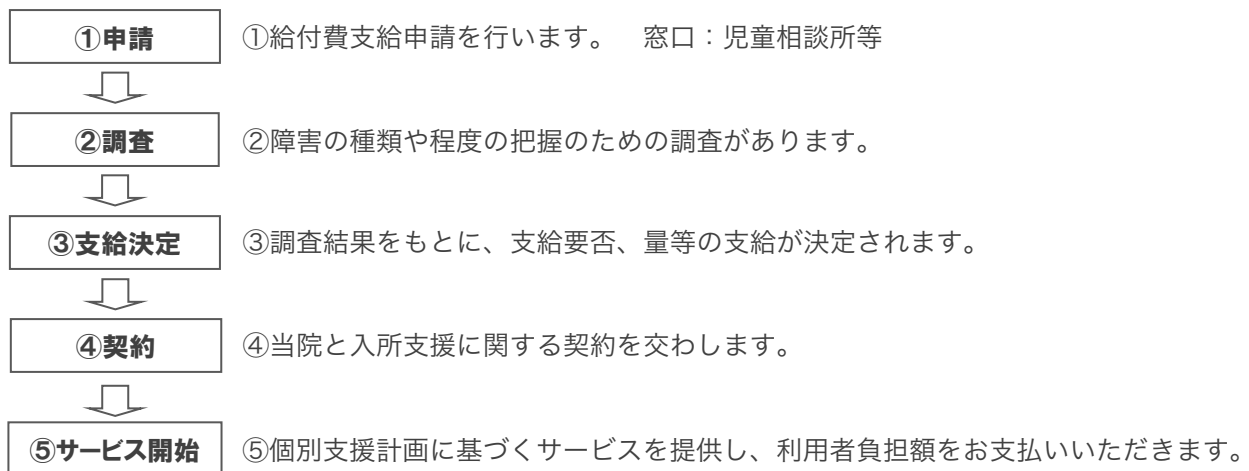
3. 障害児入所支援について

重症心身障害児を入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。このうち、都道府県知事の指定を受けた施設を「指定医療型障害児入所施設」、厚生労働大臣から指定を受けた施設を「指定発達支援医療機関」といいます。

【当院の対象者】

当院の障害児入所支援（指定発達支援医療機関）は、重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複する重症心身障害児が対象のため、入所に際しては「身体障害者手帳」と「療育手帳」の取得が必要です。

【申請・利用の流れ】



相談・申請窓口

【徳島県】

- 徳島県障がい福祉課施設担当
徳島県徳島市万代町1丁目1番地 TEL:088-621-2288

【香川県】

- 香川県障害福祉相談所
香川県高松市田村町1114番地 TEL:087-867-2696

4. 短期入所（医療型）について

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

【短期入所（医療型）の対象者】

◆18歳以上の利用者

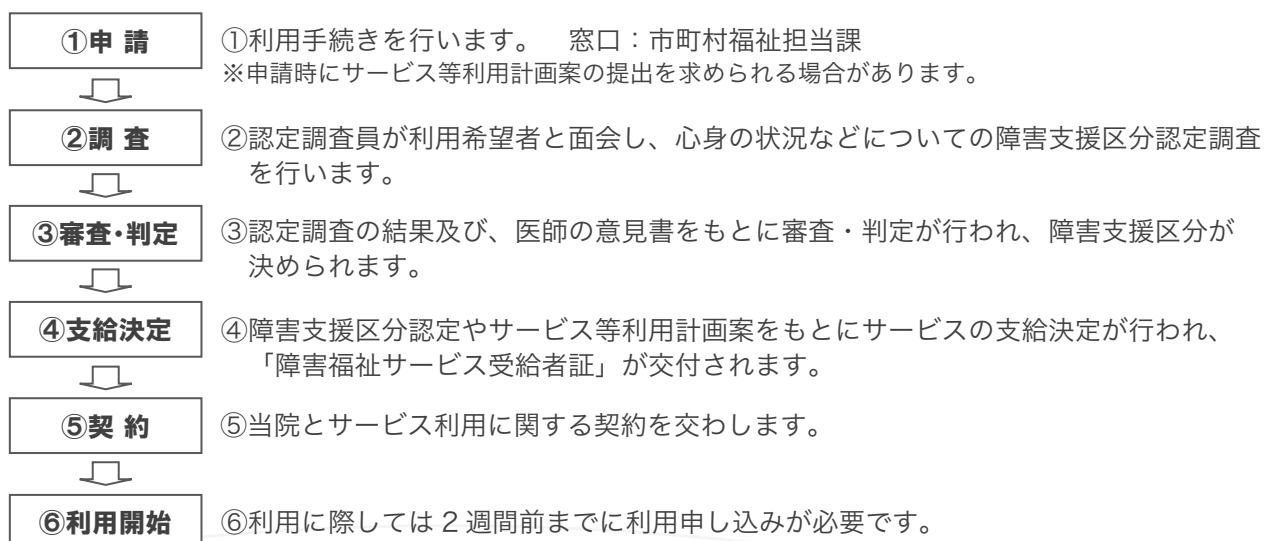
- ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ② **障害支援区分5以上**に該当し、次の(1)から(4)のいずれかに該当する者。
 - (1) **重症心身障害者**または進行性筋萎縮症者
 - (2) 医療的ケア判定スコアが16点以上の者
 - (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって、医療的スコアが8点以上の者
 - (4) 遷延性意識障害者であって、医療的スコアが8点以上の者
- ③ ①および②に準ずる者として市町村が認めた者

◆18歳未満の利用者

- ① **重症心身障害児**
- ② 医療的ケアスコアが16点以上である障害児

※当院は、主に**重症心身障害児（者）**の支援を担っています。

【申請・利用の流れ（18歳以上の利用者の場合）】



5. 当院の取り組みについて

口腔ケアプロジェクトチーム

患者さんの口腔内環境の向上を図ることを目的に活動しています。毎日の口腔ケアに給水吸引ブラシを使用することで、うがいができにくい患者さんの口腔内の清潔が保たれています。また、徳島県歯科医師会口腔保健センターや板野郡の歯科医師による口腔内健診も行っています。病棟の看護スタッフは、自己評価や他者評価を行い、口腔ケアの技術の向上に取り組んでいます。

摂食・嚥下プロジェクトチーム

患者さんの摂食・嚥下機能の維持を図ることや、患者さんが食事を楽しく安全に摂取できることを目的に取り組んでいます。毎月、徳島大学ヘルスバイオサイエンス研究部教授による摂食・嚥下機能評価を実施し、食事形態の見直しや食事介助時のポジショニング方法・摂食機能訓練法などの指導を受けています。摂食・嚥下機能評価をもとに患者さん個々に合った看護計画の立案・評価・修正を行い、すべてのスタッフで情報共有を図りながら統一した食事援助が行えるよう取り組んでいます。

ポジショニングプロジェクトチーム

ポジショニングは、褥瘡の予防、リラクゼーションの提供、良肢位保持や異常緊張を改善することによる変形・拘縮の予防などを目的に行っています。患者さん一人ひとりの状態に応じた姿勢（体位）が安全で快適に保持できるよう、理学療法士や作業療法士とともにチームで活動しています。定期的にポジショニング実施後の評価を行い、患者さんの状態の変化等を把握しながら適切な援助が行えるよう取り組んでいます。

5. 当院の取り組みについて

リハビリテーション

重症心身障害や呼吸器疾患をはじめ、運動器疾患、脳血管疾患、がんなど、幅広い領域に対してリハビリテーションを実施しています。特に、障害の状態が重度の重症心身障害児（者）に対しては、変形や拘縮の予防、残存機能の維持を目的としたリハビリテーションに取り組んでいます。

療育活動について

患者さんに、日々の生活を楽しく過ごしていただけるよう、「この方にとっての喜びは何か」を考え、一人ひとりに応じた個別性のある療育活動を心がけています。また、行事などを通じてご家族や地域の方々との交流の機会が持てるよう努めています。

年間行事

4月 桜を楽しむ会	9月 還暦を祝う会
5月 病棟レクリエーション	病棟レクリエーション
6月 病棟レクリエーション	10月 障がい者芸術祭エナジー展
7月 二十歳を祝う会	病棟レクリエーション
病棟レクリエーション	11月 笑顔つながる作品展
8月 児童対象の行事	七五三
病棟レクリエーション	12月 クリスマス会
	1月 新春の行事



5. 当院の取り組みについて

意思決定に基づく支援について

患者さんが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、患者さんの意思決定の支援に配慮するよう努めています。意思決定の支援の際には、障害の状態が重度であっても、すべての人に願いや思い、意思があるということを大切に、「希望する生活は何か」を具体的に考え、一人ひとりにあった支援について多職種で検討し個別支援計画を立案しています。その際、自ら思いを伝えることがむずかしい患者さんにおいても、看護や介護、療育活動など、さまざまな取り組みを通じて、患者さんの思いを理解し、支援に反映させています。また、ご家族や成年後見人から生活に対する意向をおうかがいしています。

福祉に関する相談窓口「彩り」について

福祉サービスの利用の際、患者さんやご家族には、入院費や福祉サービスの更新手続きなどさまざまな不安や疑問が生じることがあると思われ療育指導室が「福祉に関する相談窓口」を担っております。助成制度に関することや成年後見制度に関することなど、困ったことや疑問に感じたことなどがあれば、お気軽にご相談ください。

【窓 口】療育指導室 療育指導室長

平日 8 時 30 分～17 時 15 分 電話：088-672-1171（代表）

苦情相談等への対応について

患者さんやご家族、成年後見人からの要望や不満、苦情に対応するための体制を、以下のとおり整備しています。

苦情受付担当者	経営企画室長、療育指導室長 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 電話：088-672-1171（代表）
第三者委員	徳島県立板野支援学校 校長 電話：088-672-3456

5. 当院の取り組みについて

障害者虐待防止への取り組みについて

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を害するものであるとともに、障害者の自立及び社会参加にとっても障害者虐待を防止することは極めて重要です。そこで、障害福祉サービスを提供する事業所として、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に積極的に取り組むことに加え、病院として、障害者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めています。

障害者虐待の類型

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
② 放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による① ② ③の行為と同等の行為の放置等。
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しい拒否的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
⑤ 経済的虐待	障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待に関する相談・通報・届出先

当院の障害者虐待防止責任者及び窓口は下記の通りです。

【責任者】 とくしま医療センター院長

【窓 口】 企画課・医事①番窓口 担当：経営企画室長

平日 8 時 30 分～17 時 15 分 電話：088-672-1171（代表）

- 第三者機関への相談・通報・届出を行いたい場合は、各市町村の障害者虐待防止センターや徳島県障がい者権利擁護センターがあります。

6. 助成制度について

障害者医療費助成制度（徳島県：重度心身障害者等医療助成制度）

- 障害のある人にとって、医療費は大きな負担となることが多くあります。家族に障害者がいる場合には自治体が実施している医療費の助成を受けることができます。
- 障害者の医療費助成は各自治体が独自の行う事業のため、自治体によって助成内容に差があります。

- | | |
|--------|--|
| 助成の対象者 | <ul style="list-style-type: none">➤ 一般的には助成対象者を身体障害者障害程度等級が1級・2級の方や、知的障害の方に限定している自治体が多くあります。身体障害者障害程度等級が3級・4級の方へも一定の助成を行っている自治体や、程度等級3級かつIQ50以下というように、程度等級とIQを組み合わせた助成基準を設けている自治体もあります。➤ 大半の自治体を受給者本人又は世帯主の所得制限を設けています。 |
|--------|--|

高額療養費制度

- 医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示することで、保険適用の医療費等の窓口支払いが限度額認定証に記載されている適用区分の自己負担限度額までとなり、入院費の食費も減額されます。
- 限度額適用認定証の交付対象となるのは適用区分が「区分Ⅰ」又は「区分Ⅱ」の方です。

- | | |
|-----|--|
| 区分Ⅰ | 世帯全員が市町村民税非課税であって、次のいずれかに該当する方。 <ol style="list-style-type: none">1. 世帯全員の所得が0円の方<ul style="list-style-type: none">● 公的年金収入は80万円を控除して計算します。● 給与収入は給与控除後さらに10万円を控除して計算します。2. 老齢福祉年金（老齢基礎年金とは異なります）を受給している方。 |
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税であって、区分Ⅰに該当しない方。 |

◇ お支払いを自己負担限度額までとする方法には「マイナ保険証を利用する場合」と「限度額適用認定証を利用する場合」があります。

7. 成年後見制度について

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分には不利益な契約であっても十分に判断ができずに契約を結んでしまうなどの被害に遭うおそれもあります。このような、判断能力の不十分な方を保護し、支援するものが成年後見制度です。

制度の概要	本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。
申立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行います。
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などが申立てを行えます。
成年後見人等の権限	制度に応じて、一定の範囲で法律行為を代理したり、本人が締結した契約を取り消したりすることができます。

※当院は主に重症心身障害の方の支援を担っているため、法令遵守および権利擁護の観点から保護者（法定代理人）と契約を行います。

	どのような人	保護者（法定代理人）	保護者の権限
未成年	18歳未満の者	親権者または 未成年後見人	同意権・代理権 取消権・追認権
成年被 後見人	障害により事理を弁識する能力を 欠く状態にある者	成年後見人	代理権・取消権 追認権
被保佐人	障害により事理を弁識する能力が 著しく不十分な者	保佐人	同意権・代理権 [※] 取消権・追認権
被補助人	障害により事理を弁識する能力が 不十分な者	補助人	同意権 [※] ・代理権 [※] 取消権 [※] ・追認権 [※]

※審判によって特定の法律行為について付与された場合のみ認められる。

8. フロアマップ・交通アクセス

重症心身障害児（者）病棟：東病棟

東1病棟：50床

東2病棟：53床

東3病棟：53床



交通機関をご利用の方

JR 四国	JR 高徳線「板野駅」下車 南へ徒歩約 10 分
徳島バス	徳島駅より「鍛冶屋原線」が約 20 分毎に運行 「とくしま医療センター東病院前」で下車

お車をご利用の方

徳島自動車道	「藍住インターチェンジ」から、車で約 5 分
高松自動車道	「板野インターチェンジ」から、車で約 5 分